

栄養学雑誌投稿規定

1. 雑誌の目的と編集方針

栄養学雑誌（The Japanese Journal of Nutrition and Dietetics）は、特定非営利活動法人日本栄養改善学会（以下「本学会」）の学会誌として、国民の健康増進に寄与するために、栄養学・健康科学と栄養実践活動に関する科学的根拠の蓄積と発信、並びにそのための調査研究の推進に資する論文等の情報を学会員及び関連の研究者・実践者に時宜を得て提供することを目的とする。掲載する内容は、依頼原稿も含めて査読審査（peer-review）により科学的妥当性及び専門領域における価値水準を一定以上とする。

2. 投稿資格と条件

本誌への投稿者は、全員が本学会の会員であること。但し、「実践活動報告」の区分で投稿する場合は、筆頭著者と連絡責任者が本学会の会員であることとし、その他の著者の会員資格は求めない。筆頭著者と連絡責任者は同一でもよい。また、依頼原稿の場合はこの限りではない。なお、投稿者は、研究計画の考案・作成、データ収集・解析、原稿作成と修正、最終原稿の確認のいずれかに携わった者でなければならない。

3. 論文の採否

投稿論文の採否は、複数の査読者の意見を参考にし、編集委員会において決定する。

4. 投稿内容

- 1) 投稿原稿の条件：他の学会誌等に掲載されていないものであり、なおかつ投稿中でないものに限る（二重投稿の禁止、同時投稿の禁止）。
- 2) 原稿の区分、内容、頁数：

区 分	内 容	頁数
総 説 (Review Articles)	栄養学・健康科学及び栄養実践活動に関する特定の主題についてのこれまでの知見や研究業績の総括	8
原 著 (Original Articles)	栄養学・健康科学及び栄養実践活動に関する論文で、独創性・新規性があり、かつ科学的に価値ある事実を含むもの	8
研究ノート (Brief Reports)	栄養学・健康科学及び栄養実践活動に関する論文で、原著論文としてはまとまらないが独創性・新規性があり報告に値するもの	5
実践活動報告 (Practical Solutions)	栄養・健康増進に関する実践活動の報告	8
資 料 (Information)	行政調査結果等、栄養改善上有用な情報の紹介	5
会員の声 (Letter)	掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会、ボランティア活動の報告等	1

但し、刷り上がり1頁の字数は2,200字に相当する。この字数には、抄録、本文、引用文献を含む。なお、各区分の頁数を超えた場合、投稿者は超過頁料金（1頁当たり13,000円（税別））を負担する。

※本規定「8. 5）超過頁及び別刷の料金」参照

- 3) 原稿の言語：原則として和文とする。ただし、表、図、写真の説明はこの限りでない。英文を用いる必要性のある場合はこれを認めるが、英文校閲は投稿者の負担で行い、証明書を投稿時に添付すること。
- 4) 原稿の形式：別に定める【執筆要領】に従うこと。

5. 著作権

掲載された論文等の著作権は本学会に属する。なお、機関リポジトリへの登録等、掲載論文の転載については別に定めた要領に基づき許可する。

6. 倫理的事項

1) 研究倫理審査

ヒトを対象にした研究は、世界医師会総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言の精神に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守して行われたもので、倫理審査委員会等に承認されたものでなければならない。また、本文中に倫理審査委員会等の承認番号を記載すること。

但し、「実践活動報告」の区分で投稿する場合で、著者が所属する施設もしくは業務委託元施設に倫理審査委員会等

が設置されていない場合、所属長等による倫理審査委員会等と同等の審査により承認されたことを証明する書面（所属長等名、承認日、文書番号が記載されていること：書式は別紙参照）の提出をもって、倫理審査委員会等に承認されたものと見なす。

動物を用いた研究についても「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）等を遵守し、動物実験委員会等に承認されたものでなければならない。また、本文中に動物実験委員会等の承認番号を記載すること。

2) 謝辞

当該研究の遂行や論文作成に際して、政府・企業・団体等からの研究費助成、資料提供、物品及び便宜供与等を受けた場合には、その旨を記述する。また、投稿者の条件に満たないが研究の遂行や論文作成に関わった者については謝辞に記述する。

3) 利益相反 (conflict of interest)

投稿論文の研究について、当該論文の公表により利益を受ける可能性のある場合、その団体との利益相反 (conflict of interest) の有無に関する開示書を本学会の規程に沿って、提出しなければならない。また、論文の採否には影響しないが、利益相反の有無について、本文中に具体的に記載すること。

7. 投稿にかかる費用

本誌への投稿は無料とするが、掲載可となった場合、原稿の区分にかかわらず、掲載料として一律5,000円（税別）を投稿者の負担とする。但し、依頼原稿の場合は掲載料は要しない。

8. 投稿から掲載までの流れ

1) 投稿手続き票等の作成及び投稿前の確認

- ①投稿手続き票：会員資格（会員番号）など
- ②著作権委譲承諾書
- ③利益相反開示書
- ④投稿原稿チェックリスト（※上記の点等に不備がないかどうかを確認し、記載する）

2) 投稿方法（電子投稿）

投稿から査読終了までの投稿者と栄養学雑誌編集委員会事務局（以下、編集事務局）とのやり取りは、全て電子ファイルで行うこととする。

原稿及び別紙様式等の必要書類を電子ファイルで送付する（【投稿原稿チェックリスト】で確認する）。

また、査読を効率的に進めるために、投稿者が原稿とは別に調査票やインタビューマニユスクリプトを、参考資料として添付してもよい。

添付書類に不備がないことを編集事務局が確認した日を「受付日」とする。

3) 審査

原則として2～3名の査読者による論文内容の審査を行う（各査読者には、初審3週間、2審以降2週間以内での審査を依頼）。編集委員会は査読者を決定し、その審査結果を踏まえて編集委員会が最終的な採否を決定する。編集委員会は、原稿内容の修正及び「原稿の区分」の変更を審査過程において投稿者に求めることがある。編集委員会からの通知により修正等を求められた投稿者は、その通知から2カ月以内に修正原稿を再提出しなければならない。その期間を超えた場合には、投稿をとり下げたものとして処理する。なお、査読のやり取りが3回を超えても、掲載可とならない場合には、一度不採用とし、改めて投稿を勧める場合もある。

4) 掲載可となった後のプロセス

- ①編集委員会が掲載可と判定した日を「受理日」とする。投稿原稿の掲載順は原則として受理日の順とし、編集委員会がその決定を行う。
- ②掲載可の通知を受けた後、2週間以内に、最終原稿のファイル一式を編集事務局に電子ファイルにて送付する。和文の場合は抄録の英訳も添付すること。
- ③和文の場合の抄録の英訳については、編集委員会において英文校閲を行い、それを基に投稿者が最終原稿を作成する。
- ④著者校正は初校のみとし、原則として誤字・脱字以外の加筆・修正は認めない。2校以降は、著者校正に基づき、編集委員会が行う。
- ⑤なお、電子ジャーナル掲載に必要な確認等を投稿者に求めることがある。
- ⑥掲載料5,000円（税別）は、掲載誌発行後、本学会からの請求により支払う。

5) 超過頁及び別刷の料金

- ①総説，原著，実践活動報告は8頁まで，研究ノート及び資料は5頁まで，会員の声は1頁までを規定の頁とし，それを超えた場合（超過頁）の印刷実費（1頁当たり13,000円（税別））は投稿者の負担とする。
- ②別刷：別刷の希望数，表紙の有無については初校返送時に申し受ける。費用は次表のとおり。

別刷料金表（円）（税別）

本文頁数	30部	40部・50部	60部・70部	80部・90部・ 100部	110部・120部・ 130部	140部・150部
1～4	2,500	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000
5～8	3,000	3,500	4,800	6,000	7,000	8,000
9～12	3,500	4,000	5,500	7,000	8,000	9,000
4頁増加ごとに	+1,000	+1,000	+1,000	+1,000	+1,000	+1,000

* 表紙代は1部につき20円。* 送料・梱包料は別途実費を申し受ける。* 最小注文部数は30部。

* 価格表にない数量については，別途問い合わせること。

9. 規定の改定

本規定の改定は，編集委員会の議を経て，理事会の議決によるものとする。

（一部改定：2018年8月18日，施行日：2019年1月1日）

栄養学雑誌編集委員会事務局

〒108-0073

東京都港区三田3-4-18 二葉ビル904号室

特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局内

E-mail: edo@jsnd.jp（編集委員会事務局専用アドレス）

Tel 03-5446-9970 Fax 03-5446-9971